

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の修正案対照表

令和8年5月13日案

令和8年5月7日案

<p>【本則関係】 第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。</p> <p>② 前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 次に掲げる場合 再審の請求を棄却する決定</p> <p>イ 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。</p> <p>ロ 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。</p> <p>ハ 第四百四十一条の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。</p> <p>キ ハに掲げる場合のほか、再審の請求が理由のないものであることが明らかであるとき。</p> <p>ニ 再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合 再審開始の決定</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>【本則関係】 第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。</p> <p>② 前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 次に掲げる場合 再審の請求を棄却する決定</p> <p>イ 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。</p> <p>ロ 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。</p> <p>ハ 第四百四十一条の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。</p> <p>キ ハに掲げる場合のほか、再審の請求が理由のないものであることが明らかであるとき。</p> <p>ニ 再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合 再審開始の決定</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定</p> <p>③・④ (略)</p>
--	--

第四百四十八条 審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の請求が理由のあるものと認めるときは、再審開始の決定をしなければならない。

②・③ (略)

第四百五十条 第四百四十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第四百四十六条、第四百四十七条第一項、~~四百四十八条~~第一項又は前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十条の二 第四百四十四条の二第二項(第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。)又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

② 前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告(第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。)が係属する抗告裁判所の第四百五十条の五第一項において準用する第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができる。

第四百四十八条 審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の請求が理由のあるものと認めるときは、再審開始の決定をしなければならない。

②・③ (略)

第四百五十条 第四百四十四条の二第二項(第三号に係る部分を除く。次条第一項において同じ。)、第四百四十六条、第四百四十七条第一項、四百四十八条第一項又は前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

②・③ (略)

【附則関係】

1 近年における再審の手續に関する諸事情に鑑み、検察官は、再審開始の決定については、不服申立てをしてはならない。ただし、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な理由があるときは、この限りでない。

③ 政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき、その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき、その旨並びに検察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

【附則関係】

1 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。（附則第五條）

2 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連する

2 政府は、当分の間、再審開始の決定があつた場合には、その旨並びに検察官が当該決定に係る不服申立てをしたかどうか及び当該不服申立てをした場合におけるその理由を、遅滞なく、公表するものとする。

3 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

4 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、改正後刑事訴訟法第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認

ると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意しなければならない。(附則第四条)

3 再審の請求の手續については、近年における再審の手續に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律(平成十五年法律第七号)第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。(附則第三条第一項)

4 再審の請求をした者(検察官を除く。)、弁護士及び検察官は、再審の請求の手續が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。(附則第三条第二項)

5 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第二条)

める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意しなければならない。

5 再審の請求の手續については、近年における再審の手續に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律(平成十五年法律第七号)第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。

6 再審の請求をした者(検察官を除く。)、弁護士及び検察官は、再審の請求の手續が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

7 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。